

國學院大學學術情報リポジトリ

On Shinobu Orikuchi essay 'soshin wo'

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Takahasi, Naoji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000236

折口信夫「争臣を」について

高橋直治

▼「探してゐるもの」という場

折口信夫に「争臣を」という文章がある（『折口信夫全集』第三三巻所収）。大正一三（一九二四）年十月二十二日の『東京朝日新聞』「学芸欄」内囲み記事「探してゐるもの」に掲載されたものだ。いまなにを探しているかを問うアンケートへの回答だったが、眼前に生起する出来事への折口の具体的な反応を知ることで例の一つで、皇室への向きあい方がうかがえる資料としてもしばしば言及される。「当時、若き皇太子で

あった昭和天皇がスポーツにばかり熱心であり過ぎることについて、諫言する臣下が居ないことを憂えた烈々の文」という岡野弘彦氏の評価（『折口信夫伝』二〇九頁。平成一二―二〇〇〇―年）などが代表的なものである。

「争臣を」が注目されるのは戦後、それも折口没後のことである。昭和二九（一九五四）年十月に刊行が始まった第一次『折口信夫全集』第一巻「月報」の最初に置かれた金田一京助の回想文「折口さんの人と学問」（注）がきっかけだった。

注 Ⅱ 『折口信夫回想』（池田弥三郎・加藤守雄・岡野弘彦編。昭和四三年刊）に再録。

金田一は回想文の後半で寸評程度にだが（『月報』の関連部分行数は十六行）「争臣を」に触れ「皇太子殿下（のちの昭和天皇―論者注）が、今日は日本アルプスを征服された、今日は白馬岳の頂きをきわめられたというように、あぶない山登りをなさるのを新聞紙がやんやと、おたたえ申し上げているさ中」（『折口信夫回想』二二〇頁）と背景を説明したうえで、折口が「諍臣を。私共は、わが日の御子を山登りでおたたえ申し上げてのみ居るに堪えかねる」という意味」のこと、要するに皇太子を山登りなどの運動で称えている状態に私どもは我慢できない、諫言する臣下を探しているといった、と解した。そして「皇室には最も忠誠な人」と思っていた折口の発言に驚いたといい、しかし「あまりの意表外の答のせいか、世間は見そらして、誰ひとり、不敬よばわりなどの声も無しに済んだ」と振り返った。「百万人といえども我往かん」という慨の人」だったとする、天皇制批判が盛んだった昭和二九年当時の社会風潮に乗っているように見えなくもない勇ましい折口信夫像の提示で、この評価が以後の論じ方の大枠を決めてしまったといつてよく、「争臣を」は現在ではスポーツに熱心な皇太子を折口が批判した文章ということになっている。

しかし、この理解には得心のいかない点が残る。例をあげる

と、折口が皇太子の運動熱心を批判したと受けとめる金田一の解釈についてで、この解釈でよろしいのかという素朴な疑問をぬぐうことができない。細かい部分についてもいうと、折口が「争臣を探している」と回答した背景を、金田一は皇太子が危ない山登りに挑むのを新聞が喝采していた時だと解しているが、この背景の理解にも首肯できない点がある（注）。

注 裕仁皇太子が日本アルプスを征服したり白馬岳に登頂したとする金田一の記憶自体にも錯誤がある。皇太子が登ったのは富士山で（大正二二年七月二十六―二十七日）、秩父宮が同じ時期（七月二十三日―二十七日）に北アルプスへ、また翌年五月には立山へ登っており、金田一は皇太子と秩父宮の登山を混同している。秩父宮の二度の登山は横有恒著『わたしの山旅』一一〇―一二頁参照。

皇太子の運動熱心を折口が批判したとする点についての疑問は論末で検討することにして、ここでは折口が争臣を探している」と回答した背景に関する金田一の解釈について考えたい。この点にこだわるのは、皇太子の山登りを称えているさなかだったとする金田一の受けとめとは全く別の背景を折口自身が「争臣を」文中に記しているからである。本文はすぐ後に引くが、翁島という地のある県が今年（大正一三年）臨時支出分として十二万円を議決したという話がそれである。この部分は金田一

の回想には出てこない記述である。もし金田一の説明した背景が違うということになれば「私共は、わが日の御子を山登りでおたたえ申し上げてのみ居るに堪えかねる」という意味のことを折口がいったとする金田一の説明も素直に受けとれなくなる。これは金田一の「争臣を」の解釈自体の問い直しに直結する疑問である。翁島という地であつたことを探ってみる必要があるだろう。

まずは翁島という場所を折口がどのように記しているか「争臣を」本文にあたってみよう（引用は新聞掲載時のもの。原文は一行二十七文字詰めで十六行）。

一口に探してゐる物と申すと、限りもなく浮んで来る強欲を恥入ります。探しても見つかりさうもないものを申した方が、パラドックスめいても、気持ちはいい様です。私には、「争臣を」とお答へします。

翁島と言ふ地を持つた東北の貧寒な県では、今年の臨時支出分として十二万円を議決したと言ふ事を、其国の志しの篤い青年は、情熱を以て申しました。

日本に於ける儒道政治の具体化した時代を示す一番の榜示は、大三輪ノ高市麻呂でせう。私は儒教主義は、極端に

拒否しますが、ゴルフや、山登りや、スキー遊びに於いてのみ、若い聖儒のおんふるまひを窺ひあげて居るに止まるのでは、どうしても寂しき居られませぬ。高市麻呂はまだ、国民が、古事記も日本書紀も持たなかつた時代の争臣です。

年々に思ひやれども、山水をくみて遊ばむ夏なかりけり
（明治天皇御集）

「争臣を」には確かに翁島に関する記述があり、翁島であつた何ごとかに県が十二万円の臨時支出を議決したことを述べている。さらに古代の争臣三輪高市麻呂も登場するが、金田一はこれにも触れていないのである。金田一の回想以後に「争臣を」に言及した論著も、管見の範囲でだがこれらの疑点を正面から説明したものはこれまでないようだ。「翁島と言ふ地」で行われた史実がなにを指すのか特定されていない状態が続いているのである。これは金田一の視点に制約されているためと推測しているが、拙論はまずその史実の中身を確認することから始めたいと思う。

ところで本文の検討に入る前に「争臣を」が掲載された囲み記事「探してゐるもの」がどのような企画だったかを確かめて

おきたい。「争臣を」を、新聞社の「今の世に何を一番望むか」という設問に対する回答だったとする指摘(前出の『折口信夫伝』二〇八頁)があり、それに違和感があるからである。瑣末な点だが、実際はどうだったのか。

『東京朝日新聞』「学芸欄」にアンケート「探してゐるもの」の回答掲載が始まるのは同年(大正一三年)八月十七日からである(偶然だがこの日の「学芸欄」『新著週評』には折口が五十嵐力の『国歌の胎生及び発達』の書評を書いている)。同企画は当初二人分の回答を一つの囲みに載せる体裁で、第一回は巖谷小波と小川未明がそれぞれ『二代男』下巻、古壺を探しているというものだった(巖谷小波が六行、小川未明八行)。大正デモクラシー期を代表する論客吉野作造も回答を寄せている。吉野は同年二月に入社した朝日新聞社を講演会の舌禍がきっかけで六月退社したばかりだったが、明治元年パリで発行された日本字新聞『よのうはさ』を探す文を寄せ、「よいもで、」を探している旨の高村光太郎の回答と一つ囲みに載った(吉野作造十行、高村光太郎五行。八月二十二日)。紛失した「黒柿の杖」を探しているという河上肇と、江戸市中の「見附の写真」を探す演劇評論家楠山正雄の文が一緒に載ったこともある(九月二十三日)。徐々に回答者の文字数が増え一人で記

事を囲むことが多くなった。折口の場合がそうだったし、「争臣を」前日(十月二十一日)の「富士を見る場所」を探していると回答した岩波茂雄もそうだった(十二行。小林勇著『惜憐莊主人——一つの岩波茂雄伝』大正十三年の項にその文章と後日談が載っている)。廃姓外骨こと宮武外骨が寄せた「死体買取人を求む」(二十行、十一月四日)という奇矯な一文なども読者の関心を引いたはずだ。

探索中の古写本類を列記した「万葉集抄など」という四十八行の長文を佐々木信綱が寄せたり(九月二十七日)、また家の留守を預かる「篤実なる爺や婆や」を探しているという文(三十四行)を五十嵐力が載せたときには、問い合わせが多数寄せられたようで、どうぞ話を無かったことにしてほしいと、お詫びに大汗をかか一幕もあつた(十一月十一日、十八日)。

これら回答内容から推して「探してゐるもの」は、当時活躍していた作家や詩人、評論家、諸分野の学者などに、身の周りでいま欲しいもの、探しているものを問い、回答を紹介する身辺雑事報告風の読み捨て企画で、それ以上のものではなかったことが知られる。新聞社が折口にだけ「今の世に何を一番望むか」という質問を用意したはずもなく、岡野氏の指摘は折口の回答内容に引きずられた勇み足というべきだろう(注)。

注①新聞社サイドの事情も記しておこう。『朝日新聞社史』大正・昭和戦前編に次のような記述がある。「東朝学芸面は大正十一年二月二十四日の紙面から、はじめて「学芸欄」のタイトルをつけ、学術、芸術、文化を取り扱う独自の面であることを読者に印象づけた。そして翌十二年十月、社会部学芸係から課に昇格し、土岐善麿が学芸課長となり、さらに十三年四月に部に独立して土岐はそのまま部長となった」（同書一四六一—一四七頁）。土岐自身が、折口と親しくなったのを「ほくとの交遊は（中略）ほくらが「日光」という自由な集団に加わったときからである」（『土岐善麿歌論歌話』下巻「折口さんの友情」より三五五頁）と証言しており（『日光』創刊は土岐が東京朝日新聞学芸部長に就いたのと同じ大正一三年四月）、学芸部長の意向は学芸欄に反映されただろうから、折口の五十嵐力『国歌の胎生及び発達』の書評も土岐の依頼だったことが考えられる。囲み記事「探してあるもの」は土曜・日曜休載で不定期の休載もたびたびあったが、読者の関心に適ったようで「探し当てた報告」という派生記事までできた。例えば十一月十八日の五十嵐力の応答がそうだ。しかし掲載が続いたのは新年明け一週間までで、その後途絶えがちになり三月二十八日が確認できる最後である。なお金田一京助は先の回想文で「探してあるもの」に載った自身の文を「私なども、当時探し求めている得られなかった本の名を人並みに答えて居たら」と書いているが、これも記憶

違いで実際は「争臣を」から一カ月半後の十二月九日に「蝦夷浄瑠璃伝承者」という題の、北海道・樺太に蝦夷浄瑠璃の伝承者が残っていないか探しているという当時の関心に即した探しものだった。薄れかかった記憶に頼った金田一の「争臣を」理解を見直す必要があるのはこんなところからも知られる。

▼「翁島」（一） 明治四〇—大正九年

「争臣を」にみえる翁島について記そう。翁島は福島県猪苗代湖畔の地名で（現在は猪苗代町に属するが昭和三〇年までは耶麻郡翁島村とあった。村名は湖上の翁島に由来するという）広く知られるようになるのは有栖川宮威仁親王がこの地に別邸を建てて以降である。「争臣を」前史に属するが論旨に関連する範囲で翁島と翁島別邸について確認しておきたい。

翁島と有栖川宮威仁親王のつながりは、明治四〇（一九〇七）年八月に威仁親王が「東北地方御旅行中、時の福島県知事平岡定太郎の請願に依り、湖畔を巡遊して、その風光の明媚なるを嘉賞せられ、終に此地を下して別邸を設けらるる事となり、同年十二月、用地御買上」に至ったのが発端である（威仁親王行実編纂会編『威仁親王行実』巻下二二二—二二三頁）。

これを『福島民報』などに拠って肉付けしてみる(注)。

注Ⅱ『福島民報』は以降、『民報』と略記する。『東京朝日新聞』も『東京朝日』とする。『福島民友』も一部参照した。翁島別邸の建築過程は『会津日報』を多く参照した。なお当時の福島県知事は平岡定太郎で、明治三十九年七月の原敬内相による地方長官異動で大阪府第一部長から転じた。四一年六月まで在任し樺太庁長官へ転出。三島由紀夫の祖父である。

明治四〇年八月、『威仁親王行実』(巻下二〇八頁)の記述に従えば「福島・青森両県下を周遊し」た際、その帰途、福島まで戻ったあと(十八日)平岡県知事をとまない猪苗代湖岸を遊覧し会津若松市(当時は若松市)を訪れている(十九日)。威仁親王はこの東北避暑旅行で別邸の建築場所を定めるつもりで猪苗代湖遊覧を当初から組み込んでいたと思われ、同湖の景観が意に叶ったということであろう、別邸を営む意向を固めたようである。八月三十一日『民報』が「同湖北岸の某地に御別邸を築かせ給ふ事に御内定」と報じ、建築場所が「猪苗代湖北岸翁島附近」であることも翌日伝えた。

別邸用の土地買収は、曲折こそあった(詳細は後述)ものの威仁親王が嘉仁皇太子(のちの大正天皇)の韓国行啓へ随行していた期間をはさんで、十一月に動いた。土地買収が「平岡知

事を中間として同宮家と該地方人民と交渉中」だったこと、地点が「同湖の北岸戸ノ口の東北約二百町歩と同南岸鬼沼の周囲約百町歩」であり「耕地は買上げたる土地の人民をして小作せしむること原野は牧草を刈取らしむることに協定され価格も宮家の御希望に添へたる由」と、これは『福島民友』が伝えている(十一月七日「有栖川宮殿下御用地決定」記事)。

猪苗代湖畔への別邸建築決定からほぼ一年後、翁島別邸が完成しつつある時期だが地元紙が同別邸を建てるに至った経緯を報じた。それによると平岡県知事が「有栖川宮殿下に猪苗代湖を避暑地として御開発あらんことをお願ひし、威仁親王から『開いてやる』とのお言葉」があったのだという(『民報』明治四一年八月二十日「言論」Ⅱ樺太庁長官へ榮転する平岡県知事送別記事)。郡山―若松間の岩越鉄道開通(明治三二年七月)で湖上運漕業が立ち行かなくなり衰退の危機に瀕していた猪苗代地域(猪苗代町史編さん委員会編『猪苗代町史』民俗編「湖上交通」)を、皇族の別邸建築を契機に別荘地・避暑地として活路を開きたかった県知事平岡定太郎の構想が存したようだ。これは平岡県知事の治績のひとつとして「猪苗代湖を開いて避暑地となしたる」点が挙げられていることからうかがえる(『民報』明治四一年六月十四日「言論」)。

上述の記事では県知事の猪苗代湖畔開発構想に受身にみえる威仁親王の側も、別邸を東北のどこかに建てたい理由を抱えていたようだ。嘉仁皇太子が体調を崩して「東北十県」(『威仁親王行実』巻下九五頁。東北六県に栃木、群馬、長野、新潟四県を含めている—論者注)のうち群馬、長野、新潟三県のみを終った明治三五(一九〇二)年五一六月の東北巡啓の続きが計画されており、威仁親王自身はその後、皇太子輔導の任から離れたものの、次の東北巡啓時には皇太子の休息拠点を確保したい考えをもっていと推測できるからである。別邸の建築を急いだ理由がここにありそうだ。また別邸を建築する業者にめぐらされたことも翁島の地に別邸を建てることを決めた要因だったろう。『威仁親王行実』(同書巻下二三五—二三六頁)は翁島別邸建築の理由を「将来屢ば行幸啓を仰ぐのが目的の一つだったと記している(注)。

注 明治三五年の東北巡啓の詳細は原武史著『大正天皇』第三章を参照されたい。小沢朝江著『明治の皇室建築』(平成二〇—二〇〇八年)は翁島別邸を兵庫の有栖川宮舞子別邸と同様「御用邸に準じる使い方がされ」、行幸啓時の行在所の役割があったと説明している(同書一七〇頁)。なお翁島別邸を建てたのは東京の建築請負業者遠藤組である。威仁親王と遠藤組の出会いは前年(明治四〇年)八月に威

仁親王が会津若松を訪れた時だろう。同月には遠藤組が同市の歩兵第六十五連隊兵営建築工事へ食い込みを果した時に重なり、威仁親王は兵営工事現場も見ている。『会津日報』は翁島別邸の建築について「建築工事は金五万円にて当市兵営工事に従事しつつある東京遠藤組に指命請負を為さしめたりといふ」と報じている(明治四一年一月十六日の記事)。

『民報』は四一年二月十六日時点ですでに嘉仁皇太子の東北行啓が六月にありそうだと報じていたが、翁島別邸の棟上式は六月二十一日(『民報』六月二十六日)で、「東京東北行啓」決定を報じる記事が『民報』の一面に載ったのは別邸建築さなかの七月十四日だった。この記事は『東京朝日』(七月十三日三面)の転載で、嘉仁皇太子は猪苗代湖畔が風光絶佳との評判を聞いて訪れるのを楽しみにしており、九月中旬に避暑を兼ね別邸へ行啓しそこから東北六県を巡啓することになるだろうと報じたものだった。建築の督促を兼ねてであったろうが威仁親王は八月十七日に日光(神山旅館)から翁島別邸へ入り、西沢正太郎県知事(明治四一年六月着任)や会津各郡長ほか関係者を招いて落成の祝宴を開いたのが九月七日、翌八日には嘉仁皇太子が日光田母沢御用邸から翁島別邸へ入る慌ただしさだったが、東北に休息拠点を確保する威仁親王の意図は実現し

たことになる。皇太子は猪苗代湖の周遊や、若松市内（飯盛山や歩兵第六十五連隊兵営など）を訪れるなど別邸に五日間滞在した。

「今回の行啓は全く御見学の為なれば各関係官庁等へは奉迎の如きなるべく質素を旨とすべき様通知し」たにもかかわらず「奥羽六県下の民草は千歳一遇の光栄に浴せる事とて歡喜措く能はず官民一致して御旅館の設備、道路橋梁の修繕、衛生取締其他殆んど間然する所なき迄に整頓せり」（『東京朝日』八月十八日「東北行啓御日取」というのが巡啓前の下検分を行つた桂潜太郎東宮主事の実見談だが、福島県でも多くの行啓記念事業に余力のない点が心配されており、かえつて借金・苦情を残すと事業の趣旨没却を心配する声があがっていた（『民報』八月二十七日「言論」）。なお『民報』は福島県参事会が奉迎関連の追加予算を可決したことも報じている（七月二十九日）。それによると

奉迎に關して必要上の諸費にして約三万円也而して前に本
県が猪苗代湖岸の行啓に關して新築したる道路費約三万余
円の合すれば約六万余円の支出となる次第なり

とあり、奉迎の必要経費に三万円、猪苗代湖岸への行啓に備えて新しい道路を造る工費が三万余円、合わせて六万余円の支出を福島県が決めたことが知られる。

大正二（一九一三）年七月に威仁親王が死去し、大正天皇の第三皇子光宮宣仁親王（九歳）が高松宮の宮号を継いで有栖川宮家の祭祀を継承したが、有栖川宮家から引き継ぐ財産は、宮内省が勅裁を経て四十二条にわたる「高松宮財産管理規則」を定め、同省内に置いた高松宮財産協議委員会が財産管理に関する事項を審議することになった（大正二年十月六日「宮内省達第十三号」）『宮内省省報』第三十八号。「高松宮財産管理規則」も同じ号に掲載。その第七条に高松宮家の財産を「御料財産ト混同セシムヘカラス」と定めただうえで高松宮の成人まで宮内省が財産を管理することになった（従つて翁島別邸を御用邸とするのは正確ではない）。翁島別邸も宮内省の管理下に入り高松宮翁島別邸として「皇室の北限」（藤森照信・増田彰久著『歴史遺産日本の洋館』第二卷明治篇Ⅱ「旧有栖川宮威仁別邸」）に位置づけられ、大正四（一九一五）年夏からは高松宮と淳宮（のちの秩父宮）の避暑地の役割を担うことになった。この年八月三日の『東京朝日』は「両皇子殿下を迎ふる」という記事で、当時の翁島別邸を「無人の境にも等しき真に世離れ

のした山地長濱の丘上に御別邸が在る」「今上陛下の御旅館に充て参らする為遽に造営されたもの」「御屋敷内の広袤（ひろさ）は約五六万坪、一寸日比谷公園位はあらう、建物は木造二階建の洋館（建坪約二百坪）頗る御質素なもの」と猪苗代湖の写真とともに報じた。同別邸が記者の目に「世離れのした山地」に「遽に造営されたもの」で「頗る御質素」と映っているのが注目されるが、これが皇室のもとの翁島別邸デビューだった。高松宮十一歳、淳宮十四歳で、地元紙は湖畔で水遊びに興じる両宮の歓声を伝えている。

翌五年夏には「両殿下には昨年夏長らく岩代国猪苗代湖畔翁島なる高松宮御別邸に御滞留殊の外御気に召されたる趣」（『東京朝日』七月十二日）と報じられ、淳宮が訪れなかった大正九年夏を除き大正一〇年まで両宮の避暑先として用いられた（『雍仁親王実紀』『高松宮宣仁親王』『宮内省省報』）。その間も大正五年七月裕仁皇太子が舞鶴から七尾、佐渡・新潟・福島巡啓時に二泊（十日と十一日）、九年八月（十四日から十七日）には貞明皇后が東北への初行啓先として訪れており（注）、翁島別邸が報道紙面に顔を出すのは自然の成り行きであった。

注Ⅱ大正九年時点では翁島別邸は本館（洋館）のみで、附属邸（日本館）は大正一一（一九二二）年の建築。鈴木博之監修『皇室建築』

所収「旧高松宮翁島別邸（現・福島県迎賓館）」参照。

▼「翁島」（二） 大正一三年八月

高松宮翁島別邸が最も注目されたのは大正一三（一九二四）年夏、皇太子成婚（一月）関連の掉尾を飾る慶事として裕仁皇太子夫妻が避暑と新婚旅行を兼ねて八月五日から三十日まで滞在した時である。拙論に直接関連する場面でもあるので細部をみておきたい。

皇太子夫妻の避暑地最終決定までには候補地が複数あがるなど（『東京日日新聞』五月七日記事。伊藤之雄著『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』第Ⅱ部四三五頁の記述も参照されたい）曲折があつたが、六月に入って「東京職の都合で急に会津猪苗代湖畔の高松宮御別邸に変更」（『東京日日新聞』六月十三日）の報道があり『東京朝日』も翌日「東京、同妃翁島御避暑、八月上旬から三週間」と伝え西園寺八郎が下検分に出向く手筈で、福島県当局も警衛の準備に着手していると伝えた（注）。

注Ⅱ実際にはもっと早い時期に牧野伸顕宮内大臣と貞明皇后のあいだで、避暑地が「猪苗代」に決定していた経緯が平成二二（一九九〇）年公刊の『牧野伸顕日記』に記されている。大正一三年四月十四―二

十一日に供奉先の沼津で牧野は、皇太子の夏の避暑先について、一度は那須というところで貞明皇后から承認を得た(十五日)。しかし二十一日に「今後の事を予め考ふるに寧ろ最初より猪苗代に御決定を願ふ方万全ならん」と改めて伺いをたてたとところ貞明皇后は「至極御満足」で「仍て其事に改む」とある(同書一二五頁)。貞明皇后は前述のように大正九年夏に翁島別邸へ行啓して様子を知っており、避暑地の翁島決定に迷いはなかっただろう(皇太子の翁島行啓も二度目になる)。

『民報』で福島県側の動きを確認すると、行啓の沿道や別邸警衛について県警察部長が宮内省へ出向いて打ち合せてきた(七月二日の記事。なおすぐ後の注も参照)のを皮切りに「行啓事務分掌規程」を決定し「総務部」と六つの係、「警務部」と四つの係を設置したこと(七月五日)。行啓関係予算として総務部三万余円、警務部が約八万円と大枠を決め(十三日)、県参事会が「大正十三年福島県歳入歳出追加予算の件(両殿下奉迎費其他予算額十一万六千七百七十七円)」を決定(十六日)、翌日には追加予算の内訳も報じた。明治四一年の嘉仁皇太子行啓時と比較して二倍になっているが、警衛関係の予算(大半は人件費)が増えているのが特徴だ。

注Ⅱ 県警察部長は帰任後の談話で「別邸を警衛する常備の警官は渺

くとも百人位を要する…。三交代とすれば三百人を必要とするので目下警官を調査中」と話している。警察部長は「現れざる裏面の警衛」についても「県民諸君殊に青年団消防組在郷軍人の三団体などは進んで警衛に任じて貰ひたい」と語り「警衛は：両殿下を迎へ奉る本県民の責任」と強調している。避暑の期間、万全の警衛へ動員をかけている様子がうかがえる。

福島県が議決した臨時支出は皇太子夫妻の翁島別邸への避暑滞在中の奉迎費・警衛費に充てるもので、この奉迎費・警衛費が「争臣を」に記述されている「臨時支出分十二万円」の中身である。福島県の青年が折口に語った話は正確だったことがわかる。折口が新聞社のアンケートに「争臣を」と回答した背景にあったのが翁島行啓だったことを示している。

ここまで確認できれば、この青年の伝えたのが県の臨時支出分の額だけだったのかも疑っていいだろう。翁島別邸に「御滞在中は内閣では同御用邸(ママ)に臨時内閣出張所を設置し御裁可書類取扱ひの為め船田書記官に供奉出張する筈」と『民報』(同年七月二十七日)が報じているが、天皇大権を代行する摂政宮である皇太子が特定の地に一カ月近く(正確には二十五日間)避暑滞在したのである。前年十二月末に起きた虎の門事件の後でもあり警衛態勢が嚴重を極めた七―八月の県下の実

情なども、福島県の青年は奉迎時の高揚感を伝えるのと合せて折口に話したと推測しておいていい。折口も「争臣を」に福島県が行啓費用として十二万円を議決したと正確な数字を記したのは、翁島行啓に関する地元の人々の負担をくわしく聞いていることを匂わす意味を込めていたと受けとめていいだろう。「争臣を探している」と回答した理由は、これら知りえた事情のなかにあると推測できる。

福島県の青年が折口に語ったかもしれない話を『民報』から摘記してみる。翁島別邸入り後の皇太子が午前中は摂政として政務を執り、午後は運動と決めた日課を守っていることを報じる一方、奉迎する福島県側の対応、たとえば県道以外の行啓筋の道路修繕（とくに自動車を通すための地元住民による別邸周辺への道路改修）、行啓通過時に土ほこりを抑えるための散水車の借入れや、伝染病予防費の計上、炎暑下で反復された警備予行演習、翁島駅の塗装替えや駅貴賓室の床替え、別邸内へ行啓期間中郵便局を設置したこと等々を報じている。先に引いた明治四一年東北巡啓前の宮内省東宮主事の下検分実見談を、再度読み直しているような感覚をおぼえる。

地元紙の細部にわたる報道とは比較にならないが『東京朝日』も翁島の記事は大きく扱っているので、数例をみておきた

い。八月十四日の「御夕餐後、皇太子妃と御院初に御出門、浦安号に御乗艇になり、湖上において観月の催し」（『昭和天皇実録』第四巻。なお岩壁義光氏の「裕仁親王御成行啓年表稿」V―『書陵部紀要』第六〇号も参照している）があり、同紙は十五日の朝刊七面トップに「猪苗代湖上に名月の御舟遊」の見出しで報じた。「月観の御宴」の雰囲気を伝える記事の一部を原文のまま引いておこう。

【翁島電話】翁島に御滞在中の東宮同妃両殿下には十四日午後七時御旅路のお慰みに其夜の名月を愛でさせんとてお揃ひで珍田東宮大夫入江侍従長以下供奉員を随へさせられ裏門から長濱棧橋に出御御召艇浦安号に乗御／金波漂ふ猪苗代湖上へと進ませられ墨絵のやうに浮ぶ磐梯の勇姿を眺めさせられ乍ら御手づから作られた野菜を並べられて月観の御宴を張られた（後略）

翌十五日の早朝には茨城・福島に強い地震があり、同紙はさつそく夕刊トップで「十五日午前三時と同八時との前後二回に互つて烈しい地震があつた」と報じ（茨城県沖で発生した地震でマグニチュード七・二、最大震度五だったという―気象庁

震度データベース)、一年前の関東大震災を想起して頻発する余震に神経をとがらせている人々の様子を伝えているし、十七日付夕刊の一面には「翁島へ／自動車行列／各大臣の奉伺」の一段記事が載った。六月に成立したばかりの護憲三派内閣の閣僚(加藤高明首相以下、若槻、浜口、幣原、岡田、高橋、財部の各大臣)がそろって猪苗代湖畔翁島の「御別邸に伺候し東宮同妃両殿下の御機嫌を奉伺し午餐の御陪食を仰付られた」というものだった(これは第二陣で、第一陣の宇垣、犬養、仙石、横田の四大臣が九日翁島別邸へ伺候したことも十日付夕刊が「公私消息」欄で小さく報じている)。前日翁島に来ていた秩父宮が皇太子と十九日、磐梯山へ登った写真も載った(二十一日付夕刊)。

くどいほどに『民報』と『東京朝日』の翁島発の記事を引いてきたが、『東京朝日』の読者も東京にいながら避暑先の皇太子夫妻の動静をおおよそ知りえたことがわかる。高松宮別邸のある翁島は大正一三年夏、皇太子夫妻が行啓した特別の場所として人々に強い印象を与えており、「探してゐるもの」に「争臣を」が載ったのはそれから一カ月半後のことだが、記憶に新しい避暑行啓を新聞の読者に想起してもらうには折口は「翁島といふ地」と書くだけでよかったのである。当時の新聞の読者

は「争臣を」を晦渋な文章と感じなかつたはずである。

論を進めるまえに、翁島別邸へ行啓決定を伝えた直後の『東京朝日』に福島県の財政逼迫を示す記事が二日連続で載ったことも記しておきたい。同県の農村地区町村で小学校教員の給料未払いが生じている(六月十七日)が、これは「三四年前から続いて居る不況のために農民は村税さへ納入する事が出来なくなつて来た為」だが「分けても町村自治の運用を鈍からしめたものは戸数割賦課の改正であつた」と指摘していた(十八日)。五月にあつた霜害の影響にも言及しており、これらの記事も折口には福島県が直面していた経済的苦境に関する情報源になっていたであろう(注)。

注 Ⅱ 「争臣を」文中の「東北の貧寒な県」という表現がどの程度実感に裏打ちされた語だったかだが、折口は大正八年三月、後年の探訪旅行と性質の異なる私的な旅行で会津若松へ行き東山温泉に泊まっていることを指摘しておきたい(「自撰年譜」と「自歌自註」大正八年の項)。知らない土地ではなかったのである。なお関西学院大学人文学会『人文論究』第六〇巻一号(二〇一〇年五月)の八木康幸論文「なもみはげたかー折口信夫、柳田国男とナマハゲに関するノート」は折口が昭和五年以前は東北へ旅行していないとしている点を除けば参考になる。また横山順氏の論「葛の花」の歌」5(インターネッ

トホームページ「壹岐巡り」内)に、折口の二回目の壹岐旅行が大正

一三年九月三日から十日にかけてだったとする追記がある。「争臣を」

回答時期と重なっており、関心の幅を知る手がかりになる。

対象とする時期は少しズレるが、福島県農村部の戸数割(地方財政における主要な税源)と、市町村の歳出に大きな比重を占める教育費

(このほとんどが小学校教員の給料に充てられる)の関係を論じた安

富邦雄論文「一九二〇年代後半・一九三〇年代における農村財政と戸

数割賦課の特徴について」(福島大学経済学会『商学論集』第五九卷

第四号。一九九一年三月)を参照。

今回の行啓を榮譽と受けとめ「事皇室に関する事であるし費用の多寡は決して論ずる処でない。ただ望む所は少しの誤りなきを期せよ」(福島県県会史編さん委員会編『福島県県会史大正編』一五〇八頁)と語った香坂昌康県知事以下、費用の多寡を度外視して奉迎態勢を敷いた福島県の人々の皇室への真情を十分承知したうえで、しかし折口は福島県が苦しい財政下で臨時支出十二万円(注)を議決したことに着目して、行啓時の厳重な警備態勢や道路整備奉仕などが行われたことも福島県青年からおそらく聞いて、県民の負担について一言もの申したい気持ちに駆られたのだと想定することができる。

注 参考までに福島県の同年度の歳出を掲げると、七百九十一万三

千六百二十三円であった(『福島県県会史大正編』第二編第四章)。

翁島地区には別邸に関連する別の問題が伏在していた。有栖川宮威仁親王が猪苗代湖畔の別邸建築を決定してから一カ月も経たない時点に戻るが、この点もおさえておきたい。『会津日報』によると「翁島村近傍を選択し所用の土地を献納せん事を地主等に諮りし処容易に其議纏らず」心配した北会津郡長が別の地に「良景色の所を発見」して平岡県知事に申告し、県官が实地調査を行うということがあった(明治四〇年九月二十二日)。別邸の建築場所が確定するまでのあいだに土地買収をめぐって混乱があり周辺地区へ波紋を広げていたことが知られる。結局は当初予定の通りに収まるものの、その一年後に有栖川宮家の岡田家令が「馬鹿者がありまして」と地元不同意者へ不快感を露わにした談話が載っているように(『民報』明治四一年八月十九日「湖岸通信」記事)、当初から土地売却を肯んじなかつた人たちがいたのである。

一部住民が土地買収に応じなかつた理由を『猪苗代町史』歴史編は「皇室(ママ)ノ御用命」であり「平岡知事ノ会津地方発展」を期する意向も分かり「極力御買収ニ奔走スベキ」ところながら「本村ノ山林原野ハ薪、炭、木材ノ需用ニモ不足ヲ告ゲアル情況」にあるためだったと指摘している。買収話と並行

して「換地トシテ、磐梯山南麓ノ国有林払下ヲ」求め、耶麻郡長が斡旋を諾し平岡県知事と宮城大林区署長の協議も成ったはずだったが、換地先の国有林が変更され、変更した場所も適地かどうかの調査に時間を費やすなど払い下げ作業が進展しなかった(同書「翁島御別邸」の項所載の史料参照、六四二頁)。樺太庁長官へ転出した平岡定太郎が引つ張りだされている史料もあるが効果はなかったようで「今ニ御払下告示無之」(大正元年十月時点)、大正二年有栖川宮家を高松宮家が継承して以降(「宮内省が「高松宮財産管理規則」に基づき同宮家の財産を管理するようになって以降」、皇太子夫妻が翁島に行啓した大正一三年八月もこの状態は続いていた。

二十年近くくすぶり続けているこの件を福島県の青年が知っていたか、折口に話したかなどは確認しようがないが、翁島別邸を管理する宮内省が翁島行啓を材料にした「争臣を」を読めば、皇室の尊厳にかかわる問題が取りあげられたと受けとめたことはありうる。もちろん「争臣を」が宮内省を動かしたことは考えられないが、宮内省がこの件を解決を要する問題と認識していたことは高松宮が成年に達する(大正一四年一月十三日で二十歳)のを機に「高松宮財産管理規則」を「勅裁ヲ経テ大正十四年一月二日限り之ヲ廢止」したさい(大正一三年十二月

二十七日付宮内省達第十一号、「宮内省省報」(第七十二号)高松宮家の判断として翁島別邸用地の一部を県へ下賜するとうかたちで敏速に動いたことから推測できる(注)。宮内省の背を押していたものの正体は「此有難き思召を賜はるといふのは現代の思想上やその他を御考へ遊ばされての事」と報じた『民報』記事(大正一四年二月二十八日)が示唆している。

注②このとき高松宮家側で福島県と交渉にあたったのが高松宮付別当心得を命じられた(大正一四年一月三日付)石川岩吉である。石川と翁島別邸の関わりは早く高松宮・淳宮の翁島別邸初避暑を報じた大正四年八月五日の『民報』記事中の傅育官に「石川」の名がある。すでに拙論の範囲を越えているので、以後の経緯は『高松宮宣仁親王』や『福島県県史大正編』「大正十四年臨時県会」などの参照を願っておく。

翁島別邸敷地が恩賜県有林として成立する大正一四年と昭和二七(一九五二)年の二回の経緯は笠原義人論文「村落共同体林野の町村有林化過程」九(「立命館経済」四七一五号、一九九八年十二月)に言及がある。なお『民報』にみえる岡田家令は『有栖川宮総記』(昭和一五年)第一編第七章「宮附職員」によると岡田平太郎といひ明治三九年五月十四日家令就任、大正二年九月二十九日辞任。明治四〇年の親王渡韓時も随行している(『威仁親王行実』巻下二〇九頁)。

▼「争臣を」からみえるもの

ここまで「翁島と言ふ地」について考えてきたが、翁島が裕仁皇太子夫妻の新婚旅行を兼ねた避暑行啓地であったこと、折口は「争臣を」で翁島行啓を取りあげていたことを確認できたと考える。翁島行啓のどこに着目したかも、折口は福島県の財政逼迫を知っていたことに加えて、県が行啓経費として十二万円支出したことを同県からきた青年に聞き、今夏の行啓が県民の負担になったと感じたからであろうと推測しておいた。これには自身が大正八年の『万葉集辞典』で「天皇が伊勢に行幸にならうとしたのを農時の妨げになるといつて、これを止めた」（『折口信夫全集』第十一巻一〇九頁）と解説した三輪高市麻呂を「争臣を」に登場させているのが有力な傍証になる。折口は翁島行啓時の福島県下の状況を持統天皇の伊勢行幸時の状況と重ねてみていたといえる。

冒頭で述べた繰り返しになるが金田一京助の回想文には、この翁島行啓と福島県が行啓経費十二万円を支出した件、三輪高市麻呂に言及した部分がそっくり抜け落ちていた。これは折口が争臣を探していると答えるに至った背景を記した部分を金田

一が見落したことを示している。背景の件だけではない。皇太子の運動熱心を折口が批判したとする「争臣を」の評価自体も問題になる。金田一の回想は「争臣を」の「私は儒教主義は、極端に拒否しますが、ゴルフや、山登りや、スキー遊びに於いてのみ、若い聖儒のおんふるまひを窺ひあげて居るに止まるのは、どうしても寂しき居られませぬ」という部分の解釈がもとになっているので、「争臣を」のこの部分を再吟味する必要が生じる。

「争臣を」の当該部分には、別の解釈が可能と考えられる。「私は儒教主義は、極端に拒否しますが、」とそれに続く「ゴルフや、山登りや、スキー遊びに於いてのみ……」のあいだには観点の移動がひそんでいて、省略されているが「争臣が」という語を補って解する必要があると考えるのである。争臣を探していることが主題であるのは文章の題名から知られるし、文冒頭にもその旨は明確に述べられており、このくどりに改めて繰り返し返さなくても読者は文脈から「争臣が」を補って読むと折口は想定していたと考える。書かないことで批判感を和らげる効果も意識していたはずで、「争臣」という語を記すのをはばかった（注）とみることも可能である。

注Ⅱ「はばかった」の語は時枝誠記著『日本文法口語篇』第三章文

論中の「主語を取出ことが憚られる場合」という記述から引いたものである。同書二六六頁。ついでに言及することをお許しただきたいが、同様の語の省略を、戦後（昭和二十一年）の「神道観の改革」という一文にも認める。一言のみ触れると、文中の「これは恥ずかしいが」のあとに「われわれは」ないし「世間一般は」という語を補って受けとめるのがよいと考える。このような解釈がどのような折口理解を帰結するかは明らかであろう。

古代日本の儒道政治時代を具現化した人物として三輪高市麻呂を挙げ、その儒教主義を強く拒否しつつも（結局は伊勢行幸は行われたけれども）持統天皇に言うべきことはいった高市麻呂に対し、当代の争臣たるべき人たちは「ゴルフや、山登りや、スキー遊びに於いてのみ、若い聖儒のおんふるまひを窺ひあげて居るに止ま」っている。論者なりに言い直すと当代の争臣たるべき人たちは翁島行啓に際して福島県民の負担について「若い聖儒」に助言せず、ただ運動に熱心なさまを見守っているだけに見え、折口はそれを「寂しき居られ」ないといったと受けとめるのである。折口が注目しているのは当代の争臣のあり方である。この観点からは「ゴルフや、山登りや、スキー遊び」は争臣の無為ぶりを強調する例に使われているにすぎない。「争臣を」で折口は皇太子の運動熱心を批判したの

か、と冒頭で提出しておいた疑問への論者なりの解である。皇太子を批判してないのであれば「百万人といえども我往かん」という慨の人」という折口評価も再検討を迫られているとすべきである。

折口が関心を向ける当代の争臣とは「若き聖儒」を補佐する輔弼者を指すだろう。明治憲法体制下で天皇（大正一三年時点では摂政宮である皇太子）を輔弼する当代の争臣たるべき人とは「内閣総理大臣以下の國務大臣、陸海軍の両総長・両軍部大臣、内大臣・宮内大臣等」（永井和著『青年君主昭和天皇と元老西園寺』第一章「裕仁親王、摂政となる」一〇頁）を指すと考えていい。大正一三年七月からは西園寺公望ひとりだけになっていた「天皇の最高顧問」で「国家及び皇室の重大事に関して天皇の下問があれば、あらゆることさらに答えなければならぬ」（永井前掲書第三章「西園寺公望 最後の元老となる」一七八頁）元老も加えておこう。彼らはそれぞれ所管する業務について「若き聖儒」を輔弼する責に任ずる人たちである。

大正一三年当時、輔弼の責に任ずる人たちの論じられかたを『東京朝日』同年五月二十九日の社説「大権干犯論」に拠ってみておきたい。日付からわかるように護憲三派内閣成立直前の時期、大臣の任命前にその人物をあげつらうのは君主大権を干

犯するものだという声が聞かれたようで「大権干犯論」はこれに対して書かれた論説だった。君主が万機を決するときは国務大臣が輔弼するが、輔弼が「過誤なきを期し得る」のは「輔弼の利害得失」を臣民が自由に批判できるからで、輔弼者が責務を全うするためにも臣民は「各其の見る所を」遠慮せず発表すべきで、これこそ国恩に奉じるところだと説いている。無署名だったが吉野作造が朝日新聞社に四カ月在職したあいだ『東京朝日』が大正一三年二月七日「柳田吉野両氏の入社」の社告を出してから六月三日「吉野氏退社」の記事を載せるまで）に書いた社説の一つで（吉野作造著『現代政治講話』に収載。大正一五年一月）、大臣の政務輔弼に国民は思うところを發表するのを遠慮すべきでないと言論が当時行われていたのである。折口の立場がこの論説の背景にある、いわゆる民本主義と同じというつもりなど全くないが、輔弼者の役割を重視している点は共通すると認めてよく「争臣を」が翁島行啓を材料にしながら「輔弼の利害得失」を論じたものだったと受けとめるのがよいだろう。天皇（ここでは摂政である皇太子）は輔弼者の助言を待つて決裁する、政務上の責任は輔弼者が負う（別言すれば、天皇は政治上の決定をしない）とする天皇観を折口がもっていたと推測できることを指摘したい（注）。争臣を採

しているという折口の回答はこの天皇観を根底にして発せられているだろう。「争臣を」に皇室への向きあい方がうかがえるといえるのも、この意味に限定して始めていいうることであろう。

注 後年になるが、昭和二年の二・二六事件勃発時に折口が詠んだ歌に輔弼者重視の姿勢がよく出ている。「天霧ひ雪ふり来たる。あはれはれ、けふもよき人のころざれむとす」「おほきみの伴のたけをと頼みしが、きのふもけふも人をころせり」（昭和二年一月刊『短歌文学全集』釈道空篇より六七頁）。これらの歌に関しては成立時の考証を含めて池田弥三郎著『私説折口信夫』（昭和四七年）「雪ふたたび到る」の項を参照。

以上の考察を踏まえて「争臣を」の読み直しを試みる。「今夏の皇太子夫妻の一カ月近い翁島行啓は福島県民にとつて榮譽なことでしたが、その県が苦しい財政下で行啓経費十二万円を臨時支出したという話も耳にしました。古代日本で儒教の徳治主義に基づく政治が行われた時代を体現しているのは三輪高市麻呂で、私はその拠つた儒教主義こそ強く拒否しますが、持統天皇の伊勢行幸を農時の妨げになると冠位を賭して諫言した人物でもあります。それに対して当代の争臣（政務を輔弼する人たち）が、ゴルフや山登り、スキーに熱心な「若い聖儒」（皇

太子)の様子をそつと見守るだけに止まっているのは、どうしても寂しきことにいられません。古代の争臣三輪高市麻呂のような、言うべきことをはっきりいう当代の争臣はいないものか、見つかりそうもないと承知しつつも探しています。

「きわめて不完全な解釈の提示にすぎないが、「争臣を」が皇太子の運動熱心を批判したのではなく、皇太子夫妻の翁島行啓を材料に輔弼者の輔弼に一言もの申した文とする趣旨が伝われば、ひとまず良しとしたい(注)。

注Ⅱ「争臣を」の掲載から半年ほど後の大正天皇・皇后「大婚二十五年」に際して『国民新聞』紙上に、民の生活をよく理解し皇室への怨みを残さぬようにと徳富蘇峰が輔弼者に促した「輔弼の諸僚に告ぐ」(『国民新聞』大正一四年五月十五日。蘇峰叢書第三冊『国民と政治』に所収。昭和三年四月)という論説などが「争臣を」の趣旨に近い考えを現しているだろう。

補注Ⅱ本論で触れえなかった、折口が「争臣を」の文末に置いた明治天皇御製に言及しておきたい。同御製は明治三十七年の作で『明治天皇御集』に「夏山水」の題で載っており、宮内省版『明治天皇御集』臨時編纂部委員でもあった佐々木信綱は『明治天皇御集謹解』(大阪朝日新聞社。大正一二年三月)で「万機の御政を一日も忽せにせさせ給はず、夏の暑き盛をも山川に暑さを避け給はざりし御実況を歌はせ

給へる、いとも恐れ多き御製なり」と、歌自体の評価とは別の、明治天皇に避寒・避暑の行幸が一度もなかった事実のみを、同著で最も多い語数を費やし解説している(同書一七〇頁。明治天皇に避寒・避暑目的の行幸がなかった点は『明治天皇紀』明治六年八月三十一日条。

「夏山水」の歌が当時、行幸に関連する御製と受けとめられていたことが知られる。佐々木自身が大正三年出版した『やまと心』で示した解釈とまったく同じ内容だったことも指摘しておこう。当時出版された明治天皇御製の解説本類にも「夏山水」は選ばれており、人々によく知られた御製だったことがわかる。手許に大正三年七月三十日(この日は明治天皇祭)に「清水尋常高等小学校」が頒つた「明治天皇御製百首」と題された一枚の印刷物がある。百首抄録が『やまと心』に拠った旨付記しており「夏山水」は九一首目に採られている。付された解説も『やまと心』のものだ。このように評価されていた御製を翁島行啓を材料にした「争臣を」に引くことは、この小文が政治経験の少ない「年若い聖儒」を過誤なく輔弼するように、輔弼者を叱正するものと当時の読者に伝わったはずである。この御製の添付は「争臣を」の主旨を補強するものだったとみるべきである。なお折口の戦後の同御製評は「自歌自註」にある。